

各県立学校長 様

教 育 長

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応について（通知）

このことについて、本日開催された県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、福島市、郡山市及びいわき市については「まん延防止等重点措置」を継続するとともに、その他 5 6 市町村については令和 3 年 9 月 2 0 日（月）をもって福島県独自対策を解除し、同月 2 1 日（火）から感染拡大防止のための基本対策がとられることとなりました。

については、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準*における対応を、県北地区、県南地区（郡山市、須賀川市、鏡石町及び三春町のみ）、いわき地区及び広野町の県立学校については、“レベル 3”を継続することとします。それ以外の地区については、令和 3 年 9 月 2 1 日（火）から同月 3 0 日（木）までは“レベル 2”を継続しつつ“レベル 1”への移行期間とし、その上で 1 0 月 1 日（金）からは“レベル 1”へ移行いたします。

県内の感染状況は改善傾向にはありますが、未だ流動的な状態であることから、感染症対策を遺漏なく実施し、下記のとおり対応願います。なお、今後感染状況の変化により対応が変わる場合は、改めてお知らせします。

*「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver.6）」P18

記

1 令和 3 年 9 月 2 1 日（火）から同月 3 0 日（木）までの対応について

(1) 県北地区、県南地区（郡山市、須賀川市、鏡石町及び三春町のみ）、いわき地区及び広野町の県立学校について

令和 3 年 8 月 1 8 日付け 3 教高第 7 4 6 号（いわき市まん延防止）、令和 3 年 8 月 2 0 日付け第 7 6 7 号（郡山市まん延防止）及び令和 3 年 8 月 2 3 日付け第 7 7 5 号（福島市まん延防止）の対応を継続すること。

(2) (1) 以外の県立学校について

ア 感染リスクの高い学習活動（部活動において実施する場合を含む。）については、可能な限り感染症対策を行ったうえで、徐々に実施すること。

イ 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は停止すること。ただし、全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は可能とする。

ウ 練習試合や合同練習会等は、可能な限り感染症対策を行ったうえで、感染リスクの低い活動から徐々に実施すること。

エ 移行期間中は、児童生徒等の同居する家族に発熱等の症状が見られる場合の出席停止の措置を継続すること。*「衛生管理マニュアル」P27、50～51 参照

オ 感染拡大地域（緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域）はもとより、都道府県をまたぐ不要不急の往来は控えること。ただし、全国大会や進路に係る活動など、やむを得ない事情により往来する場合は、往来後 2 週間の健康観察を徹底すること。

2 令和3年10月1日（金）以降の対応について

(1) 1 (1) の県立学校については、改めてお知らせします。

(2) 1 (1) 以外の県立学校について

ア 感染リスクの高い学習活動（部活動において実施する場合を含む。）については、可能な限り感染症対策を行ったうえで、実施を可能とすること。

イ 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征、練習試合、合同練習会等は、可能な限り感染症対策を行ったうえで実施を可能とすること。ただし、実施に当たってはウに留意すること。

ウ 感染拡大地域（緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域）はもとより、都道府県をまたぐ不要不急の往來を控えること。ただし、学校行事については（ア）～（ウ）のとおりとする。

（ア）修学旅行は、その教育的意義に鑑み、都道府県をまたぐ往來を可能とする（感染拡大地域を除く）。

（イ）全国大会や進路に係る活動などやむを得ない事情による場合は、感染拡大地域を含め、都道府県をまたぐ往來を可能とするが、往來後2週間の健康観察を徹底すること。

（ウ）宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征、練習試合、合同練習会等は、感染拡大地域を除く県内での実施とすること。

エ 児童生徒等に発熱等の風邪の症状がある場合には、自宅で休養することを徹底すること。

* 「衛生管理マニュアル」P27、50～51 参照

(事務担当 高校教育課 主幹 亀田 電話 024-521-7769)

(特別支援教育課 主幹 根本 電話 024-521-7779)

(健康教育課 主幹 鈴木 電話 024-521-7777)

福島県まん延防止等重点措置

県内におけるこれ以上の感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」と言う。)に基づき、以下の重点的な対策を行いますので、県民の皆様、事業者等の皆様のご協力をお願いします。

	まん延防止等重点措置		
区域	いわき市	郡山市	福島市
期間	令和3年8月8日(日) ～9月30日(木)	令和3年8月23日(月) ～9月30日(木)	令和3年8月26日(木) ～9月30日(木)
適用	特措法第31条の6第1項, 2項、第24条第9項		

令和3年9月17日
福島県コロナウイルス感染症対策本部

県民の皆様へのお願い

対 象	内 容
いわき市 郡山市 福島市	<p>○夜8時以降、飲食店等にみだりに出入りしないでください。 (特措法第31条の6第2項に基づく要請)</p> <p>○混雑した場所等への外出は厳に控えてください。 (特措法第31条の6第2項に基づく要請)</p> <p>○感染リスクの高い行動は控えてください。</p> <ul style="list-style-type: none">・不要不急の外出は自粛してください。・外出する必要がある場合でも、極力家族や普段行動をとともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間帯を避けて行動してください。・感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は控えてください。・都道府県をまたぐ旅行・帰省等は、原則、中止・延期してください。・路上や公園等での屋外での集団の飲食・飲酒は控えてください。 <p>(特措法第24条第9項に基づく要請)</p> <p>○基本的な感染対策を徹底してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・3つの密を徹底的に避けてください。・「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いやアルコール消毒等による手指消毒」、「こまめな換気」などの基本的な感染対策を徹底してください。・会食等は、感染防止対策を徹底し、少人数、短時間、いつも一緒にいる人と行ってください。 <p>(特措法第24条第9項に基づく要請)</p>

大学・専門学校等の皆様へのお願い

感染リスクの高い活動を控えるよう、学生への注意喚起を徹底してください。

(感染リスクの高い活動の例)

- 感染防止対策が徹底できないサークル活動
- 大人数での懇親会 など

小・中・高等学校の皆様へのお願い

感染リスクの高い学習活動(部活動での実施を含む)や宿泊を伴う学校行事等の停止、他校との合同練習や練習試合の停止など、感染防止対策を徹底してください。

医療機関、高齢者・障がい(児)者・児童施設の皆様へのお願い

施設のマニュアル及びチェックリストを確認し、感染防止対策を徹底してください。

(特措法第24条第9項に基づく要請)

感染拡大防止のための基本対策

令和3年9月17日改定 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 一人ひとり基本的な感染対策を徹底してください。



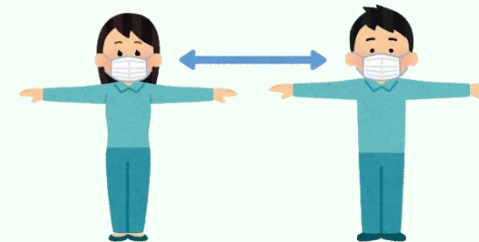
外出時や会話するときには、**マスク**を着用しましょう。
※**不織布マスク**を推奨



こまめな**手洗い**、**手指消毒**を徹底しましょう。



窓を開けるなどして、**こまめに換気**をしましょう。



人との間隔は、できるだけ**2m**取りましょう。

2 症状がある場合は登校・出勤を控え、早めに受診してください。

かかりつけ医や「受診・相談センター (TEL0120-567-747)」に相談してください。



事例

鼻水などの軽い症状があったが、他県への移動や感染者との接触に覚えがなかったため、コロナではないと思い込み職場に出勤し、職場内で感染が拡大した。



発熱・せきなど少しでも体調が悪い場合は、**すぐに医療機関に電話のうえ受診**してください。

3

**飲食は、感染防止対策を徹底し、
少人数、短時間、いつも一緒にいる人と
行ってください。**

控えてください！



体調不良で参加



大人数



長時間・深酒



大声

事例

参加した会食で陽性者が確認され、知らされた頃には自分も症状が出ており、職場や家族に感染を拡げていた。



飲食をきっかけに、職場や家族に感染が広がった事例が多数発生しています。居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まります。

・感染対策の徹底された飲食店を利用してください。

「ふくしま感染防止対策認定店」をおすすめします！

感染防止ステッカー配布済飲食店を調査し、適切な感染防止対策を確認した店舗に対し、認定ステッカーを交付しています。



認定ステッカー



事例

接待を伴う飲食店において、利用客から従業員、従業員から利用客、従業員同士の感染があり、さらにその家族に感染が広がった。




変異株は感染力が強いため、飲食店での感染を防ぐには飲食店による徹底した対策とあわせて、利用客一人ひとりの対策が重要です。

4

都道府県をまたぐ不要不急の往来は極力控えてください。



- ・特に、感染拡大地域への旅行・帰省等は控えてください。




県内及び各都道府県の発生状況は、
県HPで確認できます。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/>

福島県 新型コロナポータル

検索



事例

県外から福島県に帰省した後、友人との会食やバーベキューを行って感染が拡がり、さらにその家族に感染が拡大した。



感染拡大地域（緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域）への旅行・帰省等を始め、都道府県をまたぐ不要不急の往来は極力控えてください。

5

接種の順番を迎えられた際には、 新型コロナワクチンの接種をお願いします。

- ・ワクチンに関して正しい情報を知ってください。
- ・ワクチン接種後も、「うつさない」「うつらない」行動をお願いします。



施設管理者の皆さまにお願いします

大学・専門学校等

- ・ 感染リスクの高い行動を控えるよう、学生への注意喚起を徹底してください。

小・中・高等学校

- ・ 学習活動や部活動での感染防止対策を徹底してください。

医療機関、高齢者・障がい（児）者・児童施設

- ・ 施設のマニュアル及びチェックリストを確認し、感染防止対策を徹底してください。

子どもの感染が増加しています！

事例1

職員や子どもが、症状がありながら出勤・登校（登園）したことにより感染が拡がり、子どもから家庭内感染につながった。

事例2

学校に通う子どもが陽性となった。その後、家族の陽性が確認された。家族は子どもより前から症状があったが、受診していなかった。



少しでも体調が悪い場合は、出勤・登校（登園）を控え、早めに医療機関を受診してください。